

議案第9号

目黒区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成28年2月19日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

目黒区道路占用料等徴収条例（昭和47年4月目黒区条例第14号）の一部
を次のように改正する。

別表の表の部分を次のように改める。

占用物件		占用料	
		単位	単価（円）
法第32条第 1項第1号に 掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	7,870
	第2種電柱	同	12,090
	第3種電柱	同	16,310
	第1種電話柱	同	5,370
	第2種電話柱	同	8,680
	第3種電話柱	同	11,970
	その他の柱類	同	700
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メー トルにつき 1年	70
	地下に設ける電線その他の線 類	同	42
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	6,890

	地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メート ルにつき 1年	4, 210	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	14, 060	
	広告塔	表示面積1 平方メート ルにつき 1年	19, 100	
	その他のもの	占用面積1 平方メート ルにつき 1年	13, 560	
法第32条第 1項第2号に 掲げる物件	地下管線 路	外径が0.04メ ートル未満のもの	長さ1メー トルにつき 1年	160
		外径が0.04メ ートル以上0.0 7メートル未満の もの	同	290
		外径が0.07メ ートル以上0.1 メートル未満のも の	同	420
		外径が0.1メー トル以上0.15	同	630

		メートル未満のもの		
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	同	840
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	同	1,260
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	同	1,680
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	同	2,950
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	同	4,210
		外径が1メートル以上のもの	同	8,430
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類するもの		占用面積1平方メートルにつき 1年	10,410
法第32条第1項第4号に掲げる施設	日よけ、雨よけその他これらに類するもの		同	13,560

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	同	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	同	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	同	Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路		同	9,550
	地下に設ける通路		同	5,730
	その他のもの		同	11,830
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき 1日	190
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき 1年	19,100
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」 という。） 第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積1平方メートルにつき 1年	19,100
	標識		1本につき 1年	11,250
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき	190

			1日	
		その他のもの	占有面積1 平方メートル又は1本 につき 1年	19,100
	アーチ式 工作物	車道を横断するもの	1基につき 1年	191,090
		その他のもの	同	95,540
令第7条第2 号に掲げる工 作物	太陽光発電設備及び風力発電 設備		占有面積1 平方メートルにつき 1年	12,380
令第7条第3 号に掲げる施 設	津波からの一時的な避難施設		同	Aに0.024 を乗じて得た額
令第7条第4 号に掲げる工 事用施設及び 同条第5号に 掲げる工事用 材料置場	板囲い、足場その他の工事用 施設及び工事用材料置場		同	18,480
	危険防止施設		同	6,000
	詰所		同	19,100
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条 第7号に掲げる仮設収容施設			同	13,560
令第7条第8 号に掲げる施 設	上空、ト ンネルの 上又は高	階数が1のもの	同	Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が2のもの	同	Aに0.008

	架の道路 の路面下 に設ける もの			を乗じて得た額
		階数が3のもの	同	Aに0.011 を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	同	Aに0.012 を乗じて得た額
	その他のもの		同	Aに0.024 を乗じて得た額
令第7条第9 号に掲げる施 設	建築物	階数が1のもの	同	Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が2のもの	同	Aに0.008 を乗じて得た額
		階数が3のもの	同	Aに0.011 を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	同	Aに0.012 を乗じて得た額
	その他のもの		同	Aに0.006 を乗じて得た額
令第7条第1 0号に掲げる 施設及び自動 車駐車場	建築物	階数が1のもの	同	Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が2のもの	同	Aに0.008 を乗じて得た額
		階数が3のもの	同	Aに0.011 を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	同	Aに0.012 を乗じて得た額
	その他のもの		同	Aに0.006 を乗じて得た額

令第7条第1 1号に掲げる 応急仮設建築 物	上空、ト ンネルの 上又は高 架の道路 の路面下 に設ける もの	階数が1のもの	同	Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が2のもの	同	Aに0.008 を乗じて得た額
		階数が3のもの	同	Aに0.011 を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	同	Aに0.012 を乗じて得た額
	その他のもの	同	Aに0.024 を乗じて得た額	
令第7条第1 2号に掲げる 器具	自転車、原動機付自転車又は 二輪自動車の車輪止め装置そ の他これに類するもの		同	Aに0.024 を乗じて得た額
令第7条第1 3号に掲げる 施設	上空、ト ンネルの 上又は高 速自動車 国道若し くは自動 車専用道 路（高架 のものに 限る。） の路面下 に設ける もの	階数が1のもの	同	Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が2のもの	同	Aに0.008 を乗じて得た額
		階数が3のもの	同	Aに0.011 を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	同	Aに0.012 を乗じて得た額
	その他のもの	同	Aに0.024	

		を乗じて得た額
--	--	---------

付 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後徴収すべき占用料のうち、同日前までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(説明) 道路占用料の額を改定するとともに、太陽光発電設備及び風力発電設備並びに津波からの一時的な避難施設に係る占用料を追加するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区道路占用料等徴収条例（現行条例）抜粋

別表（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	単価（円）
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき 1年	7,710
	第2種電柱	同	11,800
	第3種電柱	同	15,900
	第1種電話柱	同	4,480
	第2種電話柱	同	7,240
	第3種電話柱	同	9,980
	その他の柱類	同	610
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メー トルにつき 1年	68
	地下に設ける電線その他の線類	同	39
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	6,210
	地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メー トルにつき 1年	4,130
	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1個につき 1年	12,800
	広告塔	表示面積1 平方メー トルにつき 1年	18,600
	その他のもの	占用面積1 平方メー トルにつき 1年	11,300
法第32条第1項 第2号に掲げる 路 物件	地下管線 外径が0.04メートル未満 のもの	長さ1メー トルにつき 1年	150
	外径が0.04メートル以上 0.07メートル未満のもの	同	260
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの	同	390
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの	同	610
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	同	810
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの	同	1,230
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	同	1,650

	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	同		2,890
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの	同		4,130
	外径が1メートル以上の もの	同		8,260
法第32条第1項 第3号に掲げる 施設	鉄道、軌道その他これらに類するもの	占有面積1 平方メート ルにつき 1年		8,680
法第32条第1項 第4号に掲げる 施設	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	同		11,300
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街及び地下 下室	階数が1のもの	同	Aに0.004を乗じて得た 額
		階数が2のもの	同	Aに0.006を乗じて得た 額
		階数が3以上のもの	同	Aに0.007を乗じて得た 額
	上空に設ける通路	同		9,330
	地下に設ける通路 その他のもの	同		5,590 9,860
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1 平方メート ルにつき 1日		180
	その他のもの	占有面積1 平方メート ルにつき 1年		18,600
道路法施行令 (昭和27年政令 第479号。以下 「令」という。) 第7条第1号に 掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)	表示面積1 平方メート ルにつき 1年		18,600
	標識	1本につき 1年		10,300
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1 平方メート ル又は1本 につき 1日	180
		その他のもの	占有面積1 平方メート ル又は1本 につき 1年	18,600
	アーチ式工作 物	車道を横断するもの	1基につき 1年	
その他のもの		同		93,300
令第7条第4号 に掲げる工事に 用	板囲い、足場その他の工事用施設及び 工事用材料置場	占有面積1 平方メート		15,400

施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場		ルにつき 1年		
	危険防止施設	同	5,000	
	詰所	同	18,600	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		同	11,300	
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	同	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの	同	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの	同	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	同	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	同	Aに0.024を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの	同	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの	同	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの	同	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	同	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	同	Aに0.006を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	同	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの	同	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの	同	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	同	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	同	Aに0.006を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	同	Aに0.012を乗じて得た額	
	その他のもの	同	Aに0.024を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具	自転車、原動機付自転車又は二輪自動車の車輪止め装置その他これに類するもの	同	Aに0.024を乗じて得た額	
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	同	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの	同	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの	同	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	同	Aに0.012を乗じて得た額

	その他のもの	同	Aに0.024を乗じて得た額
--	--------	---	----------------

(備考省略)